

公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団
学術集会・調査研究等助成選考規程

(趣旨)

第1条 この規定は、公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団(以下「本財団」という。)定款第4条第1項第1号に基づく二分脊椎、水頭症及びそれに関連する病態の予防法・診断・治療法の進歩を促す学術集会・調査研究等に対する医学研究助成について必要な事項を定める。

(募集手続及び応募資格)

第2条 助成金の応募者(以下「申請者」という)の募集はホームページ等で公表し、随時行う。

2 申請者は、所定の申請書(別紙概要1)、収支予算を含む募金趣意書等を本財団に提出しなければならない。

3 申請者は、博士の学位を有する者、またはこれと同等以上の研究能力があると本財団が認めた団体とする。

(対象となる学術集会・調査研究)

第3条 対象となる学術集会・調査研究は、二分脊椎、水頭症、中枢神経系疾患及びそれらに関連するものとする。

(選考方法)

第4条 本財団理事会において厳正に審査し、選考する。

(助成金の財源等)

第5条 助成金交付は、学術集会、調査研究等の目的に賛同する個人、企業等からの賛助金又は寄附金を財源として行うものとする。

(助成金の決定)

第6条 助成額は、学術集会、調査研究等の規模によって理事会で決定する。

(助成金の交付)

第7条 助成額の交付は、指定の口座に振り込むこととする。

2 指定の口座は、申請者を代表とする申請事業がわかる団体名義の口座とする。

(助成金の使途)

第8条 助成金の使途は、学術集会、調査研究に基づき研究活動を有効に推進し、成果を上げるために使用すること。

(研究報告等)

第9条 助成を受けた者は、申請に基づく助成期間終了後、もしくは使用期間終了後にプログラムおよび収支決算報告書あるいは監査報告書を本財団に提出する。

(委任)

第10条 この規定に定めるもののほか、研究に対する助成に必要な事項は会長及び理事長が定める。

附則 この規程は、令和2年3月8日から施行する。

公益財団法人日本二分脊椎・水頭症研究振興財団

学術集会・調査研究等助成規程

開催概要

学会・事業の名称	
主催機関及び責任者名	
共催／後援	
会期(事業期間)	年 月 日 ~ 年 月 日
開催地	
学会・事業の目的と意義	
寄附予定額	
本財団活動趣旨との関連 (財団記入)	
財源について (財団記入)	